

至誠館大学学生寮管理運営委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、至誠館大学学生寮規程第5条第2項に基づき学生寮管理運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び管理運営に必要な事項を定めることを目的とする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 学生寮入寮希望者の入寮申請に対する審査と許可に関する事。
- (2) 学生寮入・退寮時における立ち会い及び備品確認に関する事。
- (3) 学生寮入寮学生等からの諸届出に対する審査に関する事。
- (4) 学生寮の施設、設備、備品の保全及び入寮学生に対する原状回復の指示に関する事。
- (5) 学生寮退寮に関する手続きと退寮猶予願に対する審査に関する事。
- (6) 学生寮入寮学生の福利厚生に関する重要な事項に関する事。
- (7) 学生寮入寮学生の学生生活に関する重要な事項に関する事。
- (8) 学生寮入寮学生の厚生補導に関する連絡調整に関する事。
- (9) その他学長から諮問のあった事項に関する事。

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる委員で構成する。

- (1) 学生部長
- (2) 学生委員会から推薦する教員若干名
- (3) 学務課長
- (4) 学務課職員若干名
- (5) その他学部長が指名する者

(委員の任期)

第4条 前条第2号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長、副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は、学生部長をもって充て、必要に応じ副委員長は委員の互選によって定める。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、副委員長又はあらかじめ委員長の指名する委員が議長の職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

2 第3条第2項の委員に事故があるときは、あらかじめ委員長の承認を得て、代理者を出席させることができる。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところに

よる。

4 学務課は学生寮居住学生の意見聴取をし、委員会に報告する。

(委員以外の出席)

第7条 委員長が特に必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(事務処理)

第8条 委員会に関する事務は、学務課で処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、令和3年6月1日に改正し令和3年4月1日より適用する。

制定	平成19年	4月	1日	(制定)
改正	平成21年	4月	1日	(第1回改正)
	平成26年	4月	1日	(第2回改正)
	平成31年	4月	1日	(第3回改正)
	令和3年	6月	1日	(第4回改正)